

第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画における積極的な
投資規模を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済
企画庁長官、国土庁長官に意見書を提出する。

平成四年六月二十三日提出

提出者	三朝町議会議員	岩井澄雄
賛成者	三朝町議会議員	藤井享
賛成者	三朝町議会議員	吉田公博
賛成者	三朝町議会議員	岩本君美
賛成者	三朝町議会議員	平井一義
賛成者	三朝町議会議員	田栗公雄

平成四年六月貳拾參日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画における積極的な
投資規模を求める意見書

急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害から、国民の生命と財産を守り
民生の安定と国土を保全する極めて重要な事業である。

安全で快適な国民生活を実現するため、最も優先的に整備されるべきものである。
しかしながら、我が国の急傾斜地崩壊防止施設の整備率は、二十一パーセント（平成
二年度末）に達したにすぎない現状であり、多数の国民ががけ崩れの危険にさらされて
おる。

毎年、全国各地において、がけ崩れにより、幾多の尊い人命と図り知れない資産が失
われているのである。

本町における整備率は、全国の整備率を更に下回っている状況であり、梅雨期から台
風期にかけて、毎年のように災害に見舞われておる。

また、近年、斜面空間に対する地域住民の要望は多様化しており、斜面の有効活用は
重要な課題となっておる。

よって、政府におかれては、地域の特殊事情を考慮され、緊急に急傾斜地崩壊防止施
設の整備を強力かつ着実に推進するとともに、豊かで潤いのある地域づくりを進めるた
め、特に、次の事項について、格段の配慮をされるよう要望する。

記

- 一 平成五年度を初年度とする第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を策定するとともに、その計画規模の大幅な拡大を図ること。
- 二 安全で豊かな国土基盤の形成を図り、活力のある地域づくりに資するため、周辺に調和した潤いのある急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成四年六月二十三日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会